

# 人事・給与・組織 データ

## 1 職員の任免に関する状況

(1)採用の状況(20年度、単位:人)

区分	試験採用	選考採用	計
一般行政職	80(40)	18(0)	98(40)
技能労務職	15(5)	14(6)	29(11)
医療職	51(43)	13(2)	64(45)
消防職	9(0)	-	9(0)
計	155(88)	45(8)	200(96)

※各職種( )内は、女性の採用者数であり、内数です。  
 ※選考採用には、再任用短時間勤務職員を含みます。

(2)退職の状況(20年度、単位:人)

区分	定年	自己都合	その他	計
一般行政職	36	20	16	72
技能労務職	16	0	0	16
医療職	1	52	1	54
消防職	7	0	1	8
計	60	72	18	150

※定年:定年(原則60歳。ただし、医師は65歳)による退職  
 ※自己都合:本人の都合による退職  
 ※その他:死亡による退職、任期の満了による退職など

## 2 職員の給与の状況

(1)職員給与費の状況(21年度一般会計当初予算、単位:千円)

職員給与費とは、市長、副市長及び教育長を除く職員に支給する給料、職員手当、期末勤勉手当の合計額です。  
 職員手当には、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当などがあります。

職員数(人)A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
1,331(79)	5,462,010	1,768,529	2,453,808	9,684,347	6,868

※職員手当には、退職手当は含まれません ※( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外数です。

(2)職員の初任給及び経験年数別給料月額額の状況(21年4月1日現在、単位:円)

区分	決定初任給	経験10年	経験15年	経験20年
一般行政職	大学卒	180,600	264,300	308,100
技能労務職	25歳採用の労務職	183,000	266,200	303,000

(3)職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況(21年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	平均年齢	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	平均年齢
327,234	443,315	40歳9月	350,177	423,666	47歳10月

(4)一般行政職の級別職員数の状況(21年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職務内容	主事	主事	副主査主任	担当主査主査	課長補佐副主幹	課長主幹	部長参事	理事
職員数(人)	64	135	156	206	75	100	26	2
構成比(%)	8.4	17.7	20.4	27	9.8	13.1	3.4	0.3

茅ヶ崎市の人事行政運営などの状況についてのより詳細な内容は、市ホームページや市役所職員課・市政情報コーナーでご覧になれます。

市政情報紙についてみなさんの声をお聞かせください。

茅ヶ崎市役所 総務部 秘書広報課・職員課 ▶電子メール [hishokouhou@city.chigasaki.kanagawa.jp](mailto:hishokouhou@city.chigasaki.kanagawa.jp)  
[shokuin@city.chigasaki.kanagawa.jp](mailto:shokuin@city.chigasaki.kanagawa.jp)

▶〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 **PC用** <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

▶☎0467-82-1111 ▶☎0467-87-8118 **携帯用** <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



↑こちらのQRコードからも携帯用サイトにアクセスできます

(5)期末手当・勤勉手当の状況(20年度支給割合)

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.40月分	0.75月分	2.15月分
12月期	1.60月分	0.75月分	2.35月分
計	3.00月分	1.50月分	4.50月分

加算措置の状況 職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり(5~20%)

(6)退職手当の状況(20年度支給割合)

区分	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	47.50月分	59.28月分
1人当たり平均支給額	5,070千円	25,095千円

(7)特別職の報酬などの状況(20年度支給状況)

区分	給料月額等	期末手当			
		6月期	12月期	計	
給料	市長	930,000円	2.00月分	2.20月分	4.20月分
	副市長	763,000円	2.05月分	2.25月分	4.30月分
報酬	議長	560,000円	2.10月分	2.30月分	4.40月分
	副議長	484,000円			
	常任委員長及び議会運営委員長	459,000円			
	議員	453,000円			

## 3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

職員の勤務時間は、原則として8時30分から17時15分までの7時間45分で、週38時間45分です。

(1)年次休暇の取得状況

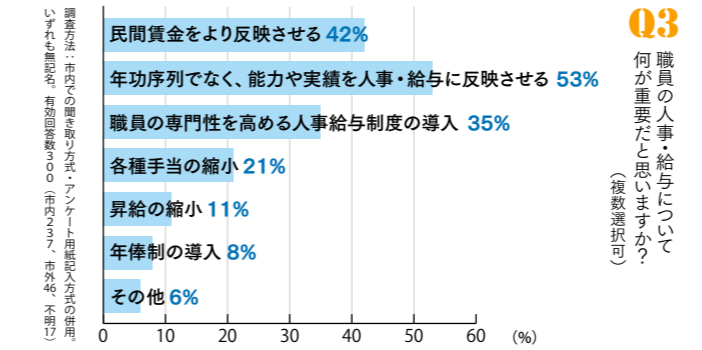
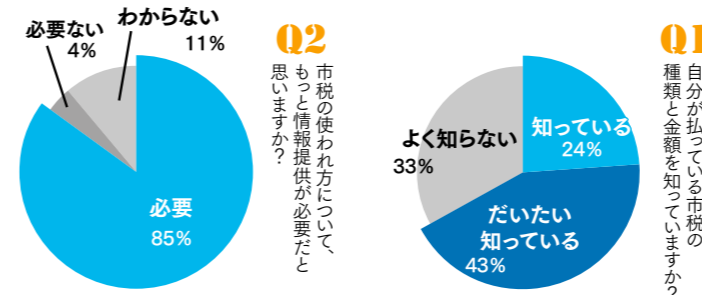
原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。20年の職員1人あたりの取得日数は8.1日。

(2)その他休暇などの状況 (単位:人、のべ人数)

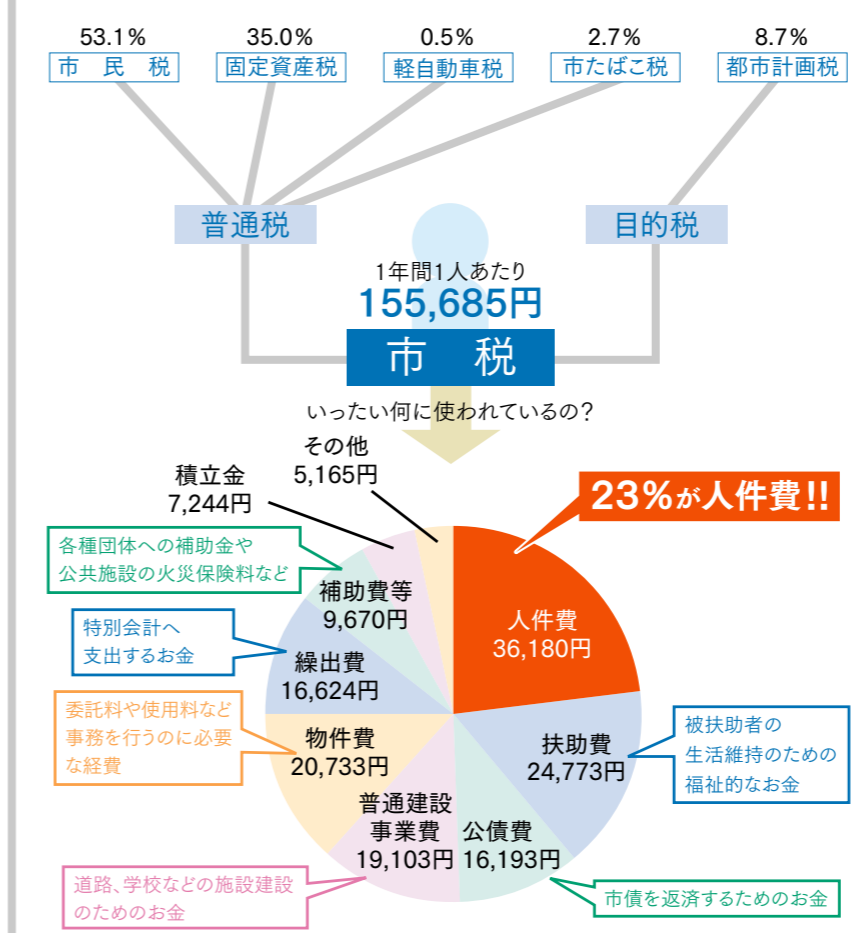
種類	付与日数	取得者数
感染症等休暇	必要な日数または時間	—
交通遮断休暇	必要な日数または時間	—
住居の滅失等休暇	必要な日数または時間	—
交通機関の事故等	必要な日数または時間	1
証人等出頭休暇	必要な日数または時間	—
公民権行使休暇	必要な日数または時間	—
生理休暇	2日以内の必要な期間	6
結婚休暇	8日以内	35
母子保健検診休暇	必要な時間	10
妊婦通勤緩和	1日1時間以内	1
産前産後休暇	出産の前後16週間以内	30
配偶者の分娩	3日以内	41
育児時間	1日2回それぞれ30分または1回60分	4
子の看護休暇	5日以内	40
配偶者等の祭日	1日	21
忌引	死亡者との関係により7日以内	238
ドナー休暇	必要な期間	—
夏季休暇	7日以内	1,832
リフレッシュ休暇	勤続=10年2日、15年2日、20年3日、25年3日、30年5日	167
ボランティア休暇	5日以内	1
介護休暇	6か月以内	1
療養休暇	療養を必要とする期間	137
育児休業	子が満3歳に達する日まで	61
部分休業	子が小学校に就学するまで。1日2時間以内	25

## アンケート調査結果

みなさんは税金についてどれくらい知っていますか?  
 茅ヶ崎市では、300人の方に『茅ヶ崎市役所の人事と給与』アンケートを実施しました。



## 市税の使われ方



正しく伝えるために  
 20年秋のリーマンショックに端を発する景気後退から1年以上が経過し、内閣府は、景気改善状況にあることを景気の基調判断で発表しています。しかし、景気回復の実感に乏しいのが実情ではないでしょうか。  
 このような時代だからこそ、みなさんからお預かりした税金がどのように使われているかを正しくお伝えすることが重要です。

これまでみなさんの生活に直結する事業費について、広報紙をはじめ、市ホームページ、刊行物を通じて情報提供に努めてきました。なかでも歳出に占める割合が23%(約134億円。20年度決算数値)である人件費については、さらなる情報提供が必要と考え、この冊子を発行いたしました。  
 人件費の使われ方に大きく関わりのある市の人事、給与、組織について、その仕組みや今後の展望をお伝えします。

# はじめに 市政情報紙を発行する理由

地方分権の進む現在、市民生活に最も身近な市の役割と責任は日増しに高まっており、今後は、より一層その期待に応えていくことが求められています。  
 茅ヶ崎市が、自らの判断と責任で行政を運営し、その個性を發揮しながら活力に満ちた地域社会を実現していくためには、市民のみなさんと行政がより一体感を持って、まちづくりを進めていく必要があります。

今回の実施した調査では、「自分が払っている税金の額や種類は知っているけれど、その使われ方はあまり知らない」という結果が見えてきました。このギャップが、市民のみなさんに納税の負担感を生じさせていると考えられます。  
 今回の調査では、「自分が払っている税金の額や種類は知っているけれど、その使われ方はあまり知らない」という結果が見えてきました。このギャップが、市民のみなさんに納税の負担感を生じさせていると考えられます。

## アンケートでは8割の市民が「情報不足」

多くの方に「税金の使われ方にムダが多い」と感じられているのはなぜでしょうか。  
 アンケートでは8割の市民が「情報不足」